

平成30年度 一般財団法人みずほ農場教育財団 奨学生募集要項

一般財団法人みずほ農場教育財団では、優良な生徒でありながら、経済的な理由で修学が困難な方に学資を給付し有為な人材を育成することを目的として、平成30年度奨学生を下記により募集します。

以下の要件をすべて満たしている方

- (1) 母子家庭・父子家庭（ひとり親家庭）
- (2) 申込時に本人もしくは保護者が茨城県内に住所を有する方（平成30年3月31日現在）
- (3) 下記の学校に入学又は、在学する方
 - ア 高等学校
 - イ 高等専門学校
 - ウ 専門学校（専修学校専門課程）
 - エ 大学（短期大学を含む）
 - オ 小・中学校（塾利用者のみ）
- (4) 人物及び学業がともに優れて、品行方正な方
- (5) 経済的理由により修学が困難な方

※ 他団体等から奨学資金の給付、貸与を受けていても可。

但し、既受給奨学金又は併願奨学金が併給を認めない場合は不可とする。

2 募集人員、給付額及び給付期間

在学する学校		給付額(月額)	募集人員	給付期間
高等学校		30,000 円	50 名程度	平成30年4月から在学する学校の正規の修業期間（1学年以外の学年で給付を希望する方は残修業期間とする）
高等専門学校	1～3年課程			
	4年課程以上			
専門学校(専修学校専門課程)		40,000 円		
短期大学				
大学		50,000 円		
学習塾(小・中学生のみ)		10,000 円	1年間、更新可能	

3 申請手続

この奨学金を申込むには「受給希望者」と「申込人」ほか生計を一にする家計支持者の方の情報が必要となります。奨学金を受けて勉強したいと考えている児童、生徒、学生等の方々を「受給希望者」と呼び、その申込みの主体となる方が「申込人」となります。申込人となれるのは受給者の保護者（20歳以上）となります。

申請は、当財団から申請様式の交付を受けるか又は公式ホームページから印刷し、必要事項を記入の上、関係書類を添付してお申込みください。書類は郵送での提出のみ受け付けます。

本奨学金は「給付型奨学金」です。奨学金を返還する義務はありません。ただし、虚偽の申告、各種義務の不履行、学業成績、生活状況の著しい変化等があり、それが悪質と認められる場合は、返金を求めることがあります。申込みにあたり連帯保証人は不要です。

選考審査は、ご提出いただいた書類を選考委員会で総合的に審査することにより行います。

4 申請書類

提出書類名	備考／注意
1 奨学金給付申請書（様式第1号）	申込人（保護者）が作成。
2 奨学生推薦調書（様式第2号） ※両面印刷不可	直近1年間の成績について、学校に作成を依頼してください。 平成30年4月時点で第1学年の方 →卒業した学校に依頼 平成30年4月時点で第2学年以上の方 →在籍中の学校に依頼 ※平成30年3月時点で小～中学校2年生までは不要です。
3 戸籍謄本	市町村で取得してください。 ※申込人と受給希望者の戸籍が別れている場合、それぞれの戸籍と住民票の添付が必要です。
4 誓約書（様式第3号）	※自署でないものは認められません。
5 成績を証明するもの	成績証明書。学校で取得してください。 ※小～中学校2年生までは通知表のコピーで構いません。 学年の記載がある表紙も忘れずにコピーしてください。
6 申込人の最新の課税証明書	市町村で最新のものを取得してください。書類の名称は市区町村によって異なる場合があります。市区町村民税の「所得割額」が記載された証明書を取得してください。 ※空白や*（アスタリスク）となっている場合は認められません。
7 在学証明書	4月以降に在籍する学校で取得してください。 入学・進級前に申請→入学後に提出してください。 入学・進級後に申請→申請時に提出してください。
8 奨学金の使途がわかる資料	学校・学習塾の授業料、施設負担金、制服代、教科書代等が確認できる書類のコピーを提出してください。 ※通学交通費、部活動費、旅行の積立、ピアノなど習い事は認められません。 ※原本不可。返却できません。
9 納税証明書（未納がないことの証明）	市町村で取得してください。住民税や固定資産税、軽自動車税等すべてに未納がないことを証明できる書類です。 ※非課税世帯でも空白や*（アスタリスク）となっている場合は認められません。0円であることが確認できる書類を取得してください。

※ 書類を提出する前に必ずお読みください。

- ・審査の結果不採用となる可能性があります。予めご了承ください。
- ・提出書類の不足や記入漏れがある場合、書類不備として受付できません。
- ・申込対象とするのは、締切日までに当財団に届いた書類のみです。これ以降に届いた書類は受付しませんので開封せず返却いたします。
- ・黒のボールペンで記入してください。修正液・鉛筆・消せるボールペンは使用しないでください。

5 申請期間

平成30年3月1日（木）～ 平成30年5月31日（木）【必着】
 受付は、土・日・祝日を除く平日の午前8時30分～午後5時15分

6 奨学生の決定（予定）

時 期	内 容
6月下旬	奨学生選考委員会による審査
7月初旬	審査結果の通知

7 奨学金の振込みについて

奨学生の採用が決定しましたら、お振込口座をご連絡いただき、決定した奨学金を年4回に分け（3か月分ずつ）給付します。

対象月	給付月	備考
4～6月分	7月	7月に4～9月分を給付
7～9月分	7月	
10～12月分	10月	
1～3月分	1月	

8 成績等の報告

毎年3月末までに、奨学生現況届等と在籍学校発行の前年度の成績証明書または通知表のコピーをご提出ください。卒業または修了にあたっては、卒業証明書または修了証明書をご提出ください。

9 給付決定後の届出

在籍校を転学・休学・復学・退学等した場合や、受給希望者や申込人の氏名や住所に変更があった場合には届出が必要です。当財団まで必ずご連絡ください。

10 給付の停止

奨学生が下記のいずれかに該当すると認められたときは、給付期間中においても、奨学金の給付が停止となります。

- (1) 疾病による修学の見込みがない場合
- (2) 素行不良等への指導に改善がない場合
- (3) 刑事事件を起こした場合
- (4) 停学または退学処分を受けた場合
- (5) 虚偽申請
- (6) 給付規程第2条の給付資格を喪失した場合
- (7) 第10条、11条に定めた届出の履行を故意に怠った時
- (8) 第18条に定めた事項に該当する時

11 問合せ・提出先

一般財団法人みずほ農場教育財団 事務局
 電話 0295-52-3240 FAX 0295-52-3262
 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

郵送の際は、下記の宛先を記入いただくか、点線部分を切り取って封筒にお貼りください。
申請書の送付は、直接ご家庭からでも、学校から複数まとめてお送りいただいても受け付け致します。

この部分を切り取って
封筒にお貼りください。



〒319-2213

茨城県常陸大宮市小祝 1535 番地

一般財団法人みずほ農場教育財団
奨学金新規申込係